

参考資料

参考1 「京・地域福祉推進指針2014」の進捗状況 …P1～P12

参考2 区地域福祉推進委員会について …P13

参考3 改正社会福祉法の概要（平成29年度「地域福祉専門分科会」資料）…P14～P20

「京・地域福祉推進指針 2014（本市地域福祉計画）」について

京都市では、「自治・協働により自立の実現を支援し、優しさのあふれるまちをつくる」を基本理念に掲げる「京・地域福祉推進指針 2014」を平成 26 年に策定しました。この指針では、「あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぐ」、「福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進める」の 2 つを、特に積極的に取り組むべき「重点目標」とし、その目標の実現に向けた 14 項目の「施策の柱」に基づき、地域福祉の推進に取り組んでいます。

京・地域福祉推進指針 2014

基本理念

自治・協働により自立の実現を支援し、優しさのあふれるまちをつくる

重点目標

重点目標 1

あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

重点目標 2

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

施策の柱

体系 1

協働を実現する仕組みと生活課題に対応するセーフティネットの充実

- ①住民の権利擁護の推進
- ②福祉事務所と区社会福祉協議会の連携強化
- ③支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化
- ④関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築
- ⑤コミュニティソーシャルワークの強化・推進

行政や公共的機関による支援の基盤づくり

体系 2

地域の絆づくりの推進

- ⑥地域における福祉のまちづくりへの取組支援
- ⑦地域福祉活動の担い手の育成支援
- ⑧地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり
- ⑨共同住宅に住まわれている世帯と地域の橋渡し
- ⑩京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開

地域福祉活動への行政や公共的機関からの支援

体系 3

要配慮者を守る災害に強い福祉のコミュニティづくり

- ⑪福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保
- ⑫地域における見守り活動促進事業を通じた要配慮者情報の継続把握
- ⑬福祉的な視点からの防災・減災の取組の全学区実施支援
- ⑭区災害ボランティアセンターの支援

地域と行政や公共的機関との協働

「京・地域福祉推進指針2014」に係る主な関連施策の推進状況について

重点目標1 あらゆる力を結集して、孤立死や虐待などにつながる社会的孤立を防ぎます。

体系1 協働を実現する仕組みと生活課題に対応するセーフティネットの充実

施策の柱①：住民の権利擁護の推進

○ 京都市成年後見支援センターにおける取組

京都市成年後見支援センター（平成24年度設置）において、成年後見に係る相談、家庭裁判所への申立て支援、市民後見人の養成、制度の普及啓発、市長申立て事務の一部を実施。

・成年後見に関する相談件数

26年度：790人 27年度：974人 28年度：818人

29年度：933人

・市民後見人養成件数（修了者数）

26年度：25人 27年度：（養成講座実施なし） 28年度：20人 29年度：16人

○ 日常生活自立支援事業の推進

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々など、判断能力が不十分なため、福祉サービスを十分に利用できない方などに対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、通帳・印鑑の預かり、郵便物の管理等を支援する制度（京都市社会福祉協議会が実施）。契約件数の増加に対応するため、各区社会福祉協議会に配置する専門員を増員し対応。

・契約件数

	26年度	27年度	28年度	29年度
契約件数	718件	752件	802件	834件
（専門員配置数）	24名	26名	28名	30名

施策の柱②：福祉事務所と区社会福祉協議会との連携強化

○ 福祉事務所と区社会福祉協議会との懇談会の開催

福祉事務所・区社会福祉協議会が互いに関連する事業分野について、事例報告や意見交換等を行い、効果的な支援に向けた連携のあり方を検討し、実践につなげている。

・平成26年度 「不良な生活環境を解消するための支援及び措置について」

「地域あんしん支援員設置事業の活動状況とその成果について」

「日常生活自立支援事業の状況について」

・平成27年度 「京都市における生活困窮者自立支援の取組について」

「チャレンジ就労体験事業の概況について」

「地域あんしん支援員設置事業の概況について」

事例検討：連携による効果的な支援事例

・平成28年度 「京都市における困窮者自立支援事業の実施状況について」

事例検討：連携による効果的な支援事例

- ・平成29年度 「京都市地域支え合い活動創出事業について」
「京都市におけるひきこもり支援の取組について」

施策の柱③：支援が必要な人の早期発見に向けた仕組みの強化

○ 一人暮らし高齢者の全戸訪問事業

高齢サポート（地域包括支援センター）の職員が、一人暮らし高齢者に対する訪問活動を実施。訪問時には、「地域における見守り活動促進事業」（後述）についても説明を行っている。

○ 認知症サポーターの養成

「第6期京都市民長寿すこやかプラン（2015年度～2017年度）」においての目標数である認知症サポーター養成者数80,000人（平成29年度末）について、平成28年度中に前倒しで達成し（91,287人）、平成29年度末時点で104,392人の養成を行った。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市数値目標についても上方修正し、「第7期京都市民長寿すこやかプラン（2018年度～2020年度）」では、認知症サポーター養成数を毎年度概ね13,000人とし、2020年度末で144,000人の達成を目標とする。

○ 新たな体系での地域ケア会議の推進

医療、介護、福祉がさらに緊密に連携し、地域の課題に対応していくため、平成27年度から新たに日常生活圏域を標準とする地域ケア会議を設置し、地域ケア会議の全体構成を機能別、エリア別に再構築を図っている。

○ 高齢サポート（地域包括支援センター）の人員配置基準の一部見直し

- ・ 高齢サポート（地域包括支援センター）において、担当圏域の第1号被保険者数及びそのうちの単身世帯数に応じて、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の資格を有する職員を配置。
- ・ 平成28年から、第1号被保険者の増加に対応するため、人員配置基準の一部見直しを実施している。

○ 地域における見守り活動促進事業

- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者等のうち、個人情報提供について同意を得られた方の名簿を、地域の関係団体に貸し出すことにより、日常的な見守り体制の強化等を推進（名簿登載率20.8%（平成29年11月末時点））。
- ・ 一人暮らし高齢者については、地域包括支援センターの職員が実施する訪問活動の際に、「地域における見守り活動促進事業」についても説明を行い、名簿への登載に関する同意取得活動を行っている（必要に応じて民生委員も同行）。

なお、一人暮らし高齢者のうち、要介護1・2の方については、平成30年8月から、より頻繁に対象者と接する機会がある居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の担当ケアマネジャーにおいて、同意取得活動を行う変更をしており、名簿登載率の更なる向上に取り組んでいる。

- ・ 平成28年3月には「地域における見守り活動促進事業活動事例集」を作成し、関

係団体等へ配付。名簿の活用による具体的な取組事例を紹介することにより、同意取得活動を推進。

○ ～地域で支える～すくすく子育て応援事業

赤ちゃんの誕生した家庭に主任児童委員等の地域の子育て応援者が訪問し、地域の子育て支援情報を提供。区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室をはじめとした行政機関と子育て応援者が密接に連携することにより、行政の持つ各種施策を活用しやすくし、虐待の未然防止・早期発見を図る。平成27年度に全区に実施を拡大。

○ 障害者地域生活支援センター（市内15箇所に設置）における取組

保健福祉センター・福祉サービス事業所等と連携しながら、福祉サービスについての情報提供・利用調整、障害者虐待への対応、権利擁護の取組を実施。

- ・ 平成26年度からすべての障害者地域生活支援センターにおいて、対象者を3障害及び難病患者等に拡大し、障害種別に関わりなく対応できるようにし、相談支援体制の強化を図っている。
- ・ 障害者虐待への対応の充実を図るため、権利擁護の普及啓発及び研修を実施。

○ 生活困窮者自立相談支援事業

平成27年度から、市役所（生活福祉課）に相談専門ダイヤルを設けるとともに、専任の相談支援員を5名配置し、相談を受け付けた後、相談者の自宅等の身近な場所まで訪問し、面談、行政手続の補助、就労支援等を行っている。

これまで（平成29年度）1,118名の方から相談を受け、同意の得られた449名に対して、保健福祉センターに配置しているキャリアカウンセラー（専門的なカウンセリングによる就労意欲の喚起を行う）や求人開拓員（支援対象者の能力や希望に応じた求人の開拓等を行う）による就労支援や住居確保給付金（区社会福祉協議会が相談窓口）の活用等の支援を実施し、210名が就労に至っている。

施策の柱④：関係機関のネットワークと課題解決に向けた仕組みの構築

○ 地域福祉フロンティア事業

「区地域福祉推進委員会」を中心に、住民・関係団体・行政の協働のもと、地域における課題の共有及び解決策の検討を行い、各地域の状況に応じた取組（シンポジウムの開催や福祉総合マップの充実）を実施。

施策の柱⑤：コミュニティソーシャルワークの強化・推進

○ 地域あんしん支援員設置事業

社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要にも関わらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」を配置。

平成26年度の事業開始以降、地域あんしん支援員を段階的に増員し、平成29年度に計12名による全区配置が完了。

平成29年度末時点で、148世帯を支援し、うち89世帯において地域あんしん支援員の粘り強い寄り添い支援により、信頼関係を構築することで、福祉サービスの導入やごみの撤去をはじめとする生活改善を図ることができ、うち57世帯は世帯の抱える

課題を解決し、関係機関や地域による支援や見守りに移行している。

【配置状況】

- 26年度：3名配置（中京区，下京区，伏見区醍醐支所管内）
- 27年度：3名配置（北区，山科区，西京区(洛西支所管内含む)）
- 28年度：3名配置（上京区，左京区，右京区）
- 29年度：3名配置（東山区，南区，伏見区本所，深草支所管内）

【支援状況】

	平成28年度末	平成29年度末
支援世帯数	90世帯	148世帯
うち生活改善が進んだ世帯	62世帯	89世帯
うち課題解決による支援終結	27世帯	57世帯

(※) 地域あんしん支援員の支援世帯148世帯のうち，29世帯については，「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の判定を受け，ごみ屋敷対策事務局と連携して対応。うち，17世帯はごみ堆積等の課題をはじめとする世帯の課題を解決し，地域あんしん支援員の支援終結に至っている。

○ 「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の施行

「京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」の施行（平成26年11月）により，不良な生活環境の解消に向け，各区役所・支所に設置された対策事務局が，地域・関係団体と連携し，対応に当たっている。

平成30年3月末時点で，清掃の実施等の具体的な支援につながった196世帯のうち，89世帯については自主的な清掃が行われ，それ以外の107世帯については延べ478回の清掃を行った。その結果，現在取組中である31世帯を除いた165世帯については不良な生活環境が解消された。

施策の柱⑥：地域における福祉のまちづくりへの取組支援

○ 高齢者の居場所づくり支援事業

- ・ ひとり暮らしの高齢者等が、地域から孤立したり、閉じこもることがないように、地域で取り組まれる高齢者の居場所づくりとして、「健康長寿サロン」への補助制度を設けている。

【健康長寿サロン（平成28年度までは高齢者の居場所）設置数】

26年度：236箇所 27年度：257箇所 28年度：260箇所
29年度：349箇所（平成30年3月末）

- ・ 平成29年度から、「高齢者の居場所」及び本市が設置していた「老人いこいの家」を、「高齢者の居場所」の取り組み内容を基本とした「健康長寿サロン」に統合した。
- ・ 平成31年度からは、同じく通いの場である「老人クラブハウス」を「健康長寿サロン」に統合し、身近な場所でのより多くの参加者や通いの場の拡大に努めていく。

○ 学区社協での活動支援

- ・ 「地域の絆づくり事業」

学区の社会福祉協議会が、地域での孤立防止の取組として、地域住民や関係団体との連携により実施。

【実施学区数】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
見守り活動	158学区	170学区	177学区	175学区
居場所づくり活動	112学区	115学区	115学区	110学区
相談活動	85学区	95学区	92学区	101学区

- ・ 健康すこやか学級

高齢者の要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに、社会参加の促進や閉じこもりの防止を目的に、学校の余裕教室等を利用し、地域のボランティアの協力を得て、筋力トレーニング等の介護予防に資する活動や、健康状態の確認、小学生との交流等のレクリエーション等を実施。

【実施学区数】平成26年度：211学区 → 平成29年度：215学区

○ 社会福祉施設の地域公益取組の推進

京都市社会福祉協議会が京都市社会福祉施設連絡協議会との連携により、関係団体（平成26年度：京都市老人福祉施設協議会，平成27年度：京都市保育園連盟）と協定を締結し、社会福祉施設による地域福祉活動の拠点として利用できる施設スペースや専門的なノウハウの提供等の促進に取り組んでいる。28年度は、福祉教育の事業である「ほほえみ交流活動支援事業」に京都市身体障害者福祉施設長協議会が地域公益取組として参画し、福祉ボランティアセンターと市内の身体障害者施設が連携し、施設見学や障害者スポーツ体験等のプログラムを追加する等、事業の充実を図っている。29年度においては、京都市社会福祉協議会と京都市社会福祉施設連絡協議会の主催による、社会福祉施設職員等を対象とした地域共生社会づくりに係るセミナーを実施。

【活動事例】

- ・高齢者施設がカフェスペースを地域の高齢者の居場所として提供→喫茶型サロンがスタート
- ・保育園が地域で実施されている子育てサロンに保育士を派遣し、絵本の読み聞かせやおもちゃ遊びのノウハウを提供する。

○ 子育てサロン等運営アドバイザー派遣事業

新たなアイデアやユニークな取組を行おうとする子育てサロン等に対してアドバイザーの派遣を行い、成功事例を集約・蓄積して、そのノウハウを周知・広報することにより、子育てサロン等の活動の活性化を支援（京都市社会福祉協議会で実施）。

○ 子どもの居場所づくり支援事業

民間団体等による「子どもの居場所づくり」の取組の更なる展開を図るため、子どもの居場所づくりに関する取組の立ち上げ・運営に係るアドバイザーを派遣する事業や、初期費用の一部の助成を行っている。また、平成30年3月には、子どもの居場所づくりに係る運営のノウハウや注意点、事例集等を盛り込んだ「京都市子どもの居場所づくりのすゝめ」を発行した。

【子どもの居場所づくりアドバイザー事業】

委託先：特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば

委託内容：・子どもの居場所づくりアドバイザー事業の実施

- ・子どもの居場所づくり支援実施に係る「手引きの作成」
- ・研修会の実施

【子どもの居場所づくり支援事業補助金】

補助対象：食事の提供や学習支援など、「子どもの居場所づくり」に資する取組で、子どもや保護者の相談支援も併せて実施するもの 等

対象経費：備品購入費、施設改修費 等

補助率：2／3（上限10万円）

補助対象団体：15団体（平成29年度）、11団体（平成30年度）

施策の柱⑦：地域福祉活動の担い手の育成支援

○ 京都市福祉ボランティアセンターによる取組

ボランティア・市民活動の一層の発展をはかるため、各区社会福祉協議会のボランティアセンターと連携しながら、市民参加の促進、ネットワークづくり、活動のための環境整備などの総合的な支援施策を展開。

- ・ ボランティア活動のための設備等の提供
- ・ ボランティア活動に関する情報収集及び提供
- ・ ボランティア活動に関する講座、研修等の実施
- ・ 福祉教育・ボランティア学習事業

＜青少年の福祉体験事業（ユースアクション）＞

区社会福祉協議会が主体となり、夏休みを利用した青少年の福祉体験事業を実施。

＜ほほえみ交流活動支援事業との連携＞（再掲）

障害者団体等が行う、小中学校や児童館での車いすや手話の体験等の交流学習や講演等の取

組を広げていくため、市がこれを支援する「ほほえみ交流活動支援事業」を平成25年度から実施。平成28年度からは、福祉ボランティアセンターと市内の身体障害者施設が連携し、施設見学や障害者スポーツ体験等のプログラムを追加する等、本事業の充実を図っている。

＜福祉教育事例集の配布＞

福祉教育が効果的に提供される仕組みの充実の推進を目指し、学校が地域住民や地域の福祉施設とともに福祉教育に取り組んでいる実践事例等を紹介する「地域の住民や福祉施設とともに進める福祉教育事例集」を教育委員会と協働で作成し、市内全ての小中学校に配布。

○ 高齢者支え合い担い手づくり事業

- ・ 平成29年4月から開始した「京都市介護予防・日常生活支援総合事業^{※1}」において新設された「支え合い型ヘルプサービス事業^{※2}」の従事者を養成するための研修を実施（平成29年度は2日間の研修を6回開催）。

※1：介護予防の推進、多様な担い手の活躍、生活支援サービスの充実を目指し、訪問型サービス（ヘルプサービス）・通所型サービス（デイサービス）を含む「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室など行う「一般介護予防事業」に取り組んでいる。

※2：研修により一定の知識を習得した方等が家庭を訪問し、高齢者のニーズが高い掃除や買物代行等の生活援助（家事）を行うサービス。

- ・ 高齢者向けのボランティアを希望される方に対して基本的知識や実際に活動を始めるために役立つ情報を提供する「地域支え合い活動入門講座」を開催（平成28年度は全市で2回、平成29年度は各区単位で計31回開催）。

○ 地域支え合い活動創出事業

多様な生活支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう、地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供する体制づくりを進めるため、平成28年度から「地域支え合い活動創出コーディネーター」を12名配置（各区単位及び統括）するとともに、「地域支え合い活動創出調整会議」を各区・支所単位で設置し、高齢者を支える生活支援サービスの充実・強化に取り組んでいる。平成30年度から、区・支所（計3地区）のコーディネート業務を担っていた伏見区において、新たに1名を追加配置している。

○ 地域支え合いボランティア活動助成事業

在宅高齢者の「ちょっとした困りごと」に対して、地域の高齢者等が担い手として支援するボランティア活動に対し助成を行うことで、地域の支え合いによる活動を増やし、高齢者の在宅生活の安心確保につなげるとともに、活動する高齢者の生きがいづくりや介護予防を図る。平成29年度は16団体に助成を行った。平成30年7月末現在14団体に交付決定を行ったところ。

施策の柱⑧：地域福祉活動をされている方々の出会いとノウハウ共有の仕組みづくり

○ 各区ボランティアセンターによる取組

各区ボランティアセンターにおいてボランティアグループ連絡会を実施し、ボランティア活動に関する報告や意見交換を行い、情報を共有している。

○ 「地域支え合い活動創出コーディネーター」による居場所の運営者等の情報交換会（再掲）

高齢者の居場所等の類似のサービスを提供する団体間のネットワークを構築し、情報共有を促すことで、提供される生活支援サービスの質の底上げを図る。

施策の柱⑨：共同住宅に住まわれている世帯と地域との橋渡し

○ 「地域コミュニティサポートセンター」の開設・運営

「地域コミュニティサポートセンター」を地域自治推進室内に設置し、自治会・町内会の運営や地域の活性化についての相談を応じる（平成24年6月～）。

○ 新築共同住宅の地域との連絡調整担当者届出・開示制度の開始・運用

共同住宅を新築する建築主に、自治会加入の取扱いをどうするか等、マンション等の入居者と周辺住民の交流について、必要な連絡・調整を行う連絡調整担当者の届出を義務付け、学区自治連合会等からの請求に応じて開示を行っている（平成24年7月～）。

○ 「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」の創設・運用

交流イベントの開催や啓発チラシの作成など、地域が行う自治会加入促進等の取組に助成を行う。（平成24年7月～）

○ 分譲マンション管理組合向け啓発チラシの作成・配布

分譲マンションにおける自治会設立や加入促進を呼び掛けるチラシの作成と配布（平成25年9月～）。

○ 住宅関連団体との「京都市における自治会・町内会への加入促進に関する協定」の締結

新たなマンション入居者等に対し、住宅事業者から周辺の地域活動に関する情報の提供や自治会の加入啓発等を行うなどを内容とする協定を、住宅関連団体（4団体）と締結（平成29年3月）。

○ マンション管理組合向けアンケートの実施

24年度から実施している自治会・町内会アンケートの内容をベースに、市内約1,700箇所あるマンション管理組合を対象としたアンケートを実施（平成28年10月～）。今後、アンケートを集計し、マンションのコミュニティについて現状・課題を把握するとともに、マンションに必要な施策の検討を行う。

施策の柱⑩：京都ならではの大学と地域の協働による地域福祉活動の展開

○ 輝く学生応援プロジェクト

学生と地域との交流を図るため、地域で活動したいと思っている学生団体・サークルと、地域の行事に学生の参加を求める地域団体とをコーディネートする「むすぶネット（学生・地域連携ネットワーク）」を実施。

【マッチング件数】

平成26年度：38件、平成27年度：24件、平成28年度：22件、
平成29年度：33件、平成30年度：22件（平成30年7月末時点）

○ 学まちコラボ事業（大学地域連携創造・支援事業）

大学の人材育成、地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、魅力ある地域づくりや地域の課題解決に向けて、大学・学生と地域が協働して取り組む事業を支援。平成29年度から文化枠を新設して実施。

【採択事業件数】

平成26年度：16件、平成27年度：14件、平成28年度：18件

平成29年度：20件（うち文化枠3件）、平成30年度：19件（うち文化枠2件）

○ 「学まち連携大学」促進事業

平成28年度から、地域連携の取組を大学の組織的な取組として定着させることを目指し、地域の住民組織や市民活動団体、地域企業、商店街等と連携した活動を通じて学生が学ぶ実践的な教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学を支援。平成29年度は採択された6大学の各事業を継続して実施した。平成30年度は、各事業を継続して実施するとともに、取組状況等を踏まえて評価し、適切な助言・指導などを行うため、中間評価を実施した。

○ 「大学のまち京都 災害ボランティアに係るパートナーシップ宣言」

京都市社会福祉協議会と市内の5つの大学が、災害ボランティアの育成や派遣において協力する「大学のまち京都 災害ボランティアに係るパートナーシップ宣言」の表明を実施（平成28年10月）。当該パートナーシップ宣言に基づき、平時から各種講座やパートナーシップ会議の開催、防災訓練への参加などに取り組み、平成29年九州北部豪雨災害や平成30年7月豪雨災害の際には、5大学と連携してボランティアの募集・派遣を行った。

＜大学と地域との連携による取組事例＞

- ・ 地域フィールドワーク「小野郷へいこう」（佛教大学）

佛教大学と小野郷学区社会福祉協議会と小野郷地域まちづくり推進委員会等が協働し、少子高齢化に伴い地域の活力が低下していた小野郷学区の活性化に向けた取組を実施している。

- ・ 中川学区の暮らし再発見プロジェクト（大谷大学）

過疎化や少子化が進む中川学区の暮らしや風習、歴史を残すため、中川学区社会福祉協議会と連携し、地域の聞き取り調査等を実施している。

- ・ 北区学生×地域応援団

地域活動を行いたい学生と若い人に関わってもらいたいと思っている地域を北区内の4大学のボランティアセンターと北区社会福祉協議会・北区青少年活動センターが連携を図り、大学と地域をつなげる取組。28年度において、若者まちづくりサポーター養成講座を実施するとともに、待鳳学区をモデルにフィールドワーク（健康すこやか学級への参加等）を実施。

重点目標2

福祉と防災・減災の両方の視点で災害にも強いまちづくりを全学区で進めます。

体系3 要配慮者を守る災害に強い福祉コミュニティづくり

施策の柱⑪：福祉避難所の設置拡大と災害時における円滑な運営の確保

○ 福祉避難所の取組

- ・ 高齢者や障害者など、避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする「福祉避難所」については、関係団体、社会福祉施設等による協力のもと、指定箇所を拡大しており、平成30年4月1日時点で284箇所を事前指定している。

（内訳）高齢者施設：188箇所、障害者施設：81箇所、妊産婦等施設：15箇所

- ・ 設置・運営については、平成25年度から京都市総合防災訓練において、事前指定施設と連携した訓練を実施しているほか、移送対象者の選定や受入調整等に関する机上訓練を平成26年度から継続して実施している。また、平成29年度には福祉避難所事前指定施設職員を対象とした研修を実施している。

<ガイドライン等の策定状況>

- ・ 運営ガイドラインの策定（平成25年3月）
- ・ 移送対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定（平成27年2月）
- ・ 福祉避難所備蓄計画の策定（平成28年2月）
- ・ 運営ガイドラインの改定（平成29年3月）

<妊産婦等福祉避難所の取組>

- ・ 市内9施設と事前指定に係る協定締結（平成27年3月）
- ・ 運営ガイドライン（施設職員向け）の策定（平成27年3月）
- ・ 対象者の選定方法及び受入調整等に関するガイドラインの策定（平成27年12月）
- ・ 更に市内6施設と協定締結、全区での事前指定施設の確保（平成28年度）

施策の柱⑫：地域における見守り活動促進事業を通じた要配慮者情報の継続把握

○ 地域における見守り活動促進事業（再掲）

- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者等のうち、個人情報提供について同意を得られた方の名簿を、地域の関係団体に貸し出すことにより、日常的な見守り体制の強化等を推進（名簿登載率20.8%（平成29年11月末時点））。
- ・ 一人暮らし高齢者については、地域包括支援センターの職員が実施する訪問活動の際に、「地域における見守り活動促進事業」についても説明を行い、名簿への登載に関する同意取得活動を行っている（必要に応じて民生委員も同行）。

なお、一人暮らし高齢者のうち、要介護1・2の方については、平成30年8月から、より頻繁に対象者と接する機会がある居宅介護支援事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所の担当ケアマネジャーにおいて、同意取得活動を行う変更をしており、名簿登載率の更なる向上に取り組んでいる。

- ・ 平成28年3月には「地域における見守り活動促進事業活動事例集」を作成し、関係団体等へ配付。名簿の活用による具体的な取組事例を紹介することにより、同意取得活動を推進。

施策の柱⑬：福祉的視点からの防災・減災の取組の全学区実施支援

○ 避難所運営マニュアルの策定、運営訓練の実施

- ・ 避難所運営マニュアル策定済みの避難所（平成30年3月末現在、426箇所中422箇所）については、運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施と、訓練結果を受けた運営マニュアルの適宜見直しに取り組んでいる。また、新規で指定された避難所については、運営マニュアルの策定を進めている。

【運営マニュアルに基づく訓練実施済みの避難所数】

平成26年度：175箇所 → 平成29年度：260箇所（平成30年3月末現在）

○ 避難行動要支援者への情報伝達の充実

緊急速報メールの受信機能がある携帯電話を所持していない高齢者等の避難行動要支援者に対して、本市独自の避難情報伝達システムを活用し、固定電話やファックスで、避難情報等を緊急速報メールと同様にタイムリーに配信する。

施策の柱⑭：区災害ボランティアセンターの運営体制の支援

○ 区災害ボランティアセンターの取組

- ・ 各区の総合防災訓練と連携して、区災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施。市災害ボランティアセンターからも訓練現場への支援を行うとともに、無線通信訓練により、市災害ボランティアセンター（ひと・まち交流館内）と区災害ボランティアセンター（訓練現場）との連携確認も実施。
- ・ 学区社協役員等の地域住民、学生ボランティア等の参画による支援ニーズの聞き取りやボランティアの受け入れ等の訓練、災害ボランティアセンターの活動周知を実施。

【延べ参加者数（11行政区合計）】

平成26年度：998名 平成27年度：800名
平成28年度：1,113名 平成29年度：831名

- ・ 市・区災害ボランティアセンター関係者の合同研修会の開催により、災害ボランティアセンターの運営・連携体制や訓練等に係る意見交換等を実施。平成28年度は「熊本地震を教訓とした備えと市民周知の工夫」をテーマに設定。

平成29年度は「近年の災害支援を取り巻く状況と支援のあり方」をテーマとした講義を中心に開催。

区地域福祉推進委員会について

1 区地域福祉推進委員会について

民生児童委員，学区社会福祉協議会，社会福祉施設，ボランティア団体，NPO法人，当事者団体などの広範な福祉関係者で構成（各区によって構成は異なる。）され，高齢者や障害のある方，児童等を対象とした分野別福祉ネットワークとの相互連携を進めることをはじめ，各区における地域福祉推進の基盤的な役割を担っている。平成16年度策定の京・地域福祉推進プラン（第1期目計画）に基づき，各区で設置が進められた。

2 主な取組

各区において地域福祉推進委員会を開催し，行政，公共的団体，住民が対等の立場で地域福祉に関する情報交換や協議を行うことで，委員相互の理解と交流を深め，協働するだけでなく，シンポジウムの開催や福祉総合マップの運用を通じて，区民に地域福祉の普及・啓発を進めている。

また，一部の行政区では，区地域福祉活動計画（区社会福祉協議会）の策定・推進母体になるなど，区域レベルで地域福祉推進委員会の取組が定着しつつある。

さらに，平成29年度からは，社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して，地域公益事業を行うにあたって，地域の福祉ニーズを的確に反映するための意見聴取を行う場として設置することとされた「地域協議会」についても，各区地域福祉推進委員会の枠組みが活用されている。

地域共生社会の実現に向けた、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）の概要

1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及びその世帯が抱える複合的な生活課題について、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われる体制及び課題解決のための支援が関係機関との連携等により包括的に提供される体制を目指す旨を明記。

2 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
- 関係機関等が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

3 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める。

社会福祉法改正の背景

～複合的な課題，制度の狭間，社会的孤立～

「8050問題」

- ・介護が必要な高齢者と同居している50代の息子は，無職で長年引きこもっている...

「ダブルケア」

- ・家族介護者の娘は子育て中であり，介護と子育ての板挟みで手いっぱいになっている...

セルフネグレクト

- ・ごみ屋敷で何度訪問しても支援拒否が続いている...

制度の狭間

- ・若年性認知症で，既存の介護サービスには適合しない，地域に居場所もない...

家族形態の変化

核家族化，晩婚化，未婚率の上昇

雇用形態の変化

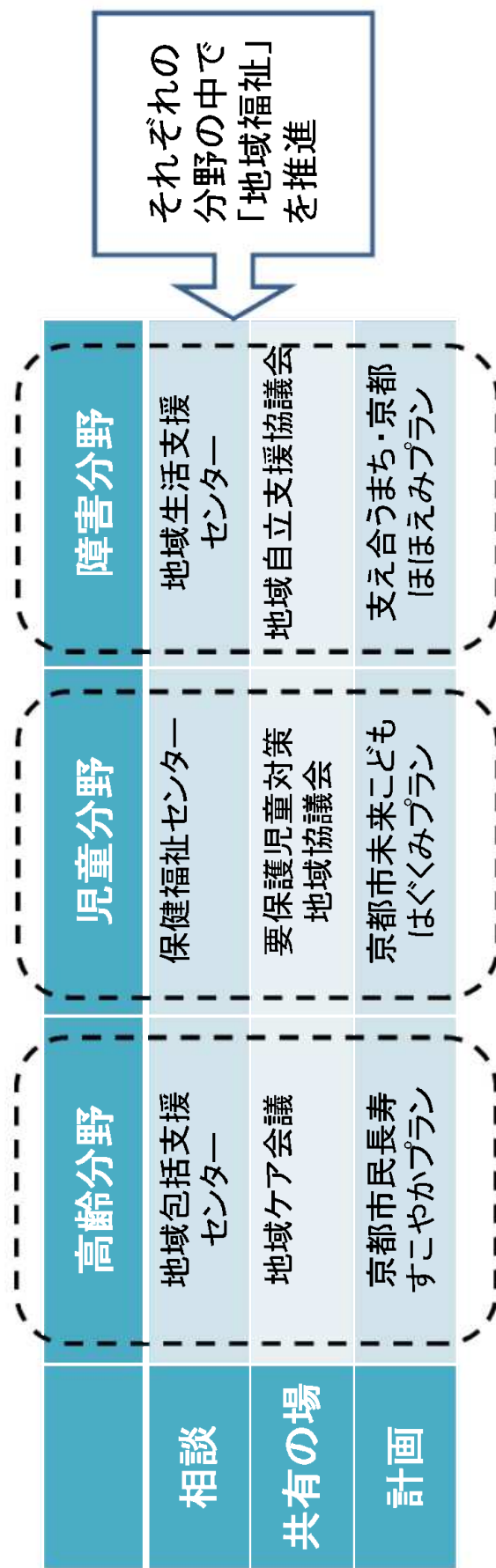
非正規雇用の増大，生活困窮

地域住民同士の人間関係の希薄化

生活上の大きな負担や悩みを抱えながらも，適切な支援につながらないまま，地域で孤立してしまう世帯への支援が大きな課題になっている。

社会福祉法改正の背景 ～福祉サービスの現状～

- ・高齢，児童，障害等の各分野において，
- ・サービスの内容や種類が拡充されるとともに，
- ・相談を受け止め，支援へとつなぎ，課題を共有して，計画的に推進する体制は整えられてきた。



⇒ 今後においては，分野ごとの「縦系」だけでなく，分野を横断した「横系」を通すことで，「全世代全対象型」の地域包括支援体制の構築が求められている。

＝「我が事・丸ごと」の地域共生社会

社会福祉法改正の背景 ～「我が事・丸ごと」「地域共生社会」～

身近な圏域での
我が事・丸ごと

地域住民の主体的な課題解決力を強化し、相談支援に関わる関係機関と連携して課題を抱える方を発見し、解決を試みる仕組みをつくる。

包括的相談支援
体制の構築

地域で解決できない課題は、相談支援に関わる関係機関が分野を横断して連携し、丸ごと受け止める仕組みをつくる。

地域共生社会とは

- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改正社会福祉法（抄）

○ 改正社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

○ 改正社会福祉法第5条（福祉サービスの提供の原則）

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

○ 改正社会福祉法第6条

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 改正社会福祉法第 106 条の 2（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

○ 改正社会福祉法第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

○ 改正社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。